

当該施設において相談・指導にあたるスタッフの資格等について

・教育職員免許状を有する者
・社会教育主事任用資格を有する者
・保育士資格を有する者
・公認心理師登録証を有する者
・臨床心理士資格認定証を有する者
・社会福祉士登録証を有する者
・精神保健福祉士登録証を有する者
・児童福祉司任用資格要件を満たしている者
・社会福祉主事任用資格要件を満たしている者
・児童指導員任用資格要件を満たしている者
・2年以上にわたり児童生徒の教育指導又は児童福祉業務に従事していた者
・その他上記に準じる知識、技能又は経験を有すると教育委員会が認めた者